

# 那 霸 市 公 報

第 1 4 2 4 号  
 毎月 2 回 1, 1 5 日発行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 条 例

那 霸 市 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 人 事 課 ) ・ 1030

那 霸 市 特 別 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 人 事 課 ) …… 1031

那 霸 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 人 事 課 ) …… 1032

那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 小 祿 南 土 地 区 画 整 理 事 業 の 換 地 処 分 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 に 関 す る 条 例 ( 市 民 課 ) …… 1039

### 告 示

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て ( 総 務 課 ) …… 1040

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て ( 総 務 課 ) …… 1040

平 成 1 7 年 ( 2 0 0 5 年 ) 1 1 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て ( 総 務 課 ) …… 1040

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て ( 総 務 課 ) …… 1041

平 成 1 7 年 ( 2 0 0 5 年 ) 1 1 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示 に つ い て ( 総 務 課 ) …… 1041

### 公 告

宅 地 の 一 般 公 開 抽 選 処 分 に つ い て ( 真 嘉 比 古 島 区 画 整 理 事 務 所 ) …… 1042

住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て ( 市 民 課 ) …… 1044

平 成 1 8 年 度 那 霸 市 発 注 建 設 工 事 等 の 競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 ( 追 加 ) の 受 付 に つ い て ( 契 約 検 査 室 ) …… 1044

## 上下水道局告示

那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1045

## 上下水道局公告

平成18年度那覇市上下水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取得申請の追加受付について…………… 1045

## 条 例

那覇市条例第61号

平成17年11月24日

公 布 済

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958年那覇市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

**那覇市条例第62号**

平成17年11月24日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市特別職職員の給与に関する条例（1972年那覇市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

**那覇市条例第63号**

平成17年11月24日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

第26条第2項中「100分の160」を「100分の165」に、「100分の140を」を「100分の145を」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	159,700	217,500	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700
2	134,000	170,200	225,500	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700
3	138,400	176,800	233,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900
4	142,800	183,800	242,800	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000
5	148,000	189,600	251,700	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300
6	153,800	198,000	260,100	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200
7	159,700	205,000	268,500	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000
8	166,000	212,600	276,800	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200
9	170,600	220,400	284,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200
10	174,000	228,300	292,700	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800
11	177,000	235,700	300,400	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300
12	179,700	242,100	312,200	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000
13	182,200	248,400	320,100	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400
14	184,200	254,600	327,500	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200
15	186,200	260,100	334,900	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600
16	187,800	265,600	342,000	386,500	403,900	431,100	476,900	
17		270,600	347,500	391,500	408,100	434,900	481,200	
18		275,700	352,200	394,900	411,500	438,500	485,300	
19		280,200	356,200	398,400	415,200	442,400		
20		284,200	359,500	401,800	418,700	446,000		
21		287,900	362,300	405,200	422,200	449,600		
22		291,100	365,200	408,500	425,700			
23		293,400	367,700	411,900	429,200			
24		295,200	370,200	415,300	432,700			
25		297,200	372,700	418,700	436,200			
26		299,100	375,300	422,100	439,700			
27		301,100	377,800	425,500				
28		303,000	380,400					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第8条関係)

医療職給料表(1) 削除

医療職給料表(2)

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800
2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800
3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800
4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800
5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700
6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300
7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800
8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200
9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700
10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200
11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600
12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200
13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300
14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300
15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000
16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900
17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500
18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400
19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000
20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600
21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700	
22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100	
23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500	
24		294,800	353,300	376,900		
25		296,600	355,600	379,200		
26		298,300	357,600	381,700		
27		300,200	359,700	384,300		
28		301,900	361,800			
29			364,000			
30			366,200			

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務 の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	220,200	242,500	273,500	309,800
2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100
3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100
4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300
5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300
6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000
7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500
8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800
9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500
10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300
11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100
12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300
13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700
14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300
15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500
16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200
17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800
18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500
19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400
20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000
21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000
22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500
23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900	
24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400	
25	283,100	335,800	377,400	397,700		
26	287,200	339,700	380,700	400,900		
27	290,700	343,000	383,700	403,800		
28	293,800	345,900	386,500	406,200		
29	296,200	348,600	389,300			
30	298,300	350,700	392,000			
31	300,100	352,700	394,300			
32	302,000	354,600				
33	303,900	356,500				
34	305,800	358,600				
35	307,700	360,700				
36	309,600	362,900				
37	311,400	365,200				
38	313,500	367,400				
39	315,400					
40	317,400					
41	319,200					

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の165」を「100分の160」に、「100分の145」を「100分の140」に改める。

第26条の4第2項中「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の90」を「100分の92.5」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第15条第3項、別表第1及び別表第2の改正規定は平成17年12月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年12月1日（以下「改定日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の改定日における給料月額及びこれを受け取る期間に通算されることとなる期間は、市長の定めるところによる。
- 3 改定日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
- 5 平成17年12月に支給する期末手当（次項において「12月期の期末手当」という。）の期末手当基礎額及び勤勉手当の勤勉手当基礎額は、第26条第3項及び第4項並びに第26条の4第3項及び第4項の規定にかかわらず、第26条第3項中「職員が受けるべき」とあるのは「那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年那覇市条例第63号）第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）を適用する」としたならば職員が受けるべきこととなる」とし、第26条第4項中「給料の月額」とあるのは「改正後の条例を適用する」としたならば当該職員が受けるべきこととなる給料の月額」とし、第26条の4第3項中「職員が受けるべき」とあるのは「改正後の条例を適用する」としたならば職員が受けるべきこととなる」として第26条第3項及び第4項



並びに第26条の4第3項及び第4項の規定を適用して得られる額とする。

6 12月期の期末手当の額は、第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例第26条第2項から第5項まで、第29条第1項、第2項、第4項若しくは第6項、前項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第4条第1項若しくは第8条又は那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)第4条若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期の期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期の期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年11月30日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、市長の定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(第19条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。)並びに那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から改定日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から同年11月30日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の市長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

7 平成17年4月1日から同年11月30日までの間において那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)又は那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年那覇市条例第65号)の適用を受ける者その他規則で定める者(以下この項において「企業職員等」という。)であつた者から引き続き新たに職員となった者については、前項各号に掲げる額に、それぞれ企業職員等との権衡を考慮して規則で定める額を加えるものとする。

8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**那覇市条例第64号**

平成17年11月24日

公 布 済

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市役所支所設置条例の一部改正)

第1条 那覇市役所支所設置条例(1954年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条の表那覇市役所小禄支所の項中「小禄1丁目」の次に「、小禄2丁目、小禄3丁目、小禄4丁目、小禄5丁目」を加える。

(那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(1972年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表那覇市西消防署の項中「小禄1丁目」の次に「、小禄2丁目、小禄3丁目、小禄4丁目、小禄5丁目」を加える。

(那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第3条 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例(昭和48年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1 那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の項中

「字小禄泉原  
字小禄万越原  
字小禄長田原  
字小禄前原  
字小禄島田原  
字字栄原吹切原」を「小禄2丁目  
小禄3丁目  
小禄4丁目  
小禄5丁目  
字字栄原吹切原」に改める。

字小禄泉原	一部
字小禄万越原	
字小禄長田原	
字小禄前原	
字小禄島田原	
字字栄原吹切原	

小禄2丁目	全部
小禄3丁目	
小禄4丁目	
小禄5丁目	
字字栄原吹切原	一部

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

**告 示**

**那覇市告示第74号**  
平成17年11月4日  
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

---

**那覇市告示第75号**  
平成17年11月9日  
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

---

**那覇市告示第76号**  
平成17年11月14日  
掲 示 済

平成17年(2005年)11月那覇市議会臨時会の招集について

平成17年(2005年)11月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 17 年 11 月 22 日 (火)
- 2 招 集 の 場 所 那 霸 市 議 会 議 場
- 3 付 議 事 件 名
  - (1) 那 霸 市 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て
  - (2) 那 霸 市 特 別 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て
  - (3) 那 霸 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て
  - (4) 平 成 17 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 5 号 )
  - (5) 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て ( 車 輜 物 損 事 故 )
  - (6) 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て ( 市 道 の 瑕 疵 ( 街 路 樹 ) に よ る 車 輜 損 傷 事 故 )
  - (7) 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て ( 市 道 の 瑕 疵 ( 舗 装 沈 下 ) に よ る 車 輜 損 傷 事 故 )
  - (8) 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て ( 平 成 17 年 度 市 営 住 宅 明 渡 等 請 求 訴 訟 提 起 )

那 霸 市 告 示 第 7 7 号  
平 成 1 7 年 1 1 月 1 7 日  
掲 示 済

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て

那 霸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 9 条 及 び 同 施 行 規 則 第 8 条 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 を 別 紙 の と お り 公 表 す る。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

( 別 紙 略 )

那 霸 市 告 示 第 7 8 号  
平 成 1 7 年 1 1 月 1 7 日  
掲 示 済

平 成 17 年 ( 2005 年 ) 11 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示 に つ い て

平 成 17 年 ( 2005 年 ) 11 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 付 議 事 件 に 次 の 事 件 を 追 加 す る。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

- ( 1 ) 議 席 の 一 部 変 更
- ( 2 ) 議 会 運 営 委 員 会 委 員 の 選 任

## 公 告

那覇市公告第111号  
平成17年11月15日  
掲 示 済

### 宅地の一般公開抽選処分について

宅地(保留地)を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則(昭和57年那覇市規則第10号)第2条の規定に基づき、次の事項を公告します。

那覇広域都市計画事業  
真嘉比古島第二土地区画整理事業  
施行者 那 覇 市  
代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

#### 1 宅地の位置、地積及び処分価格

真嘉比古島第二土地区画整理地区内(2画地)

7街区9-1画地	201.64m <sup>2</sup>	24,801,000円
30街区4画地	157.15m <sup>2</sup>	10,811,000円

#### 2 資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができません。

- (1) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2) 保留地の抽選日において、本市内に居住する期間が3ヶ月未満の者。ただし、当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。
- (3) 過去10年間に保留地を買い受けた者。

#### 3 抽選の日時及び場所

- (1) 日時 平成17年12月21日(水)午後2時より
- (2) 場所 真嘉比古島区画整理事務所(那覇市字真嘉比343-13 電話862-9137)

#### 4 抽選参加申し込みの受付期間及び場所

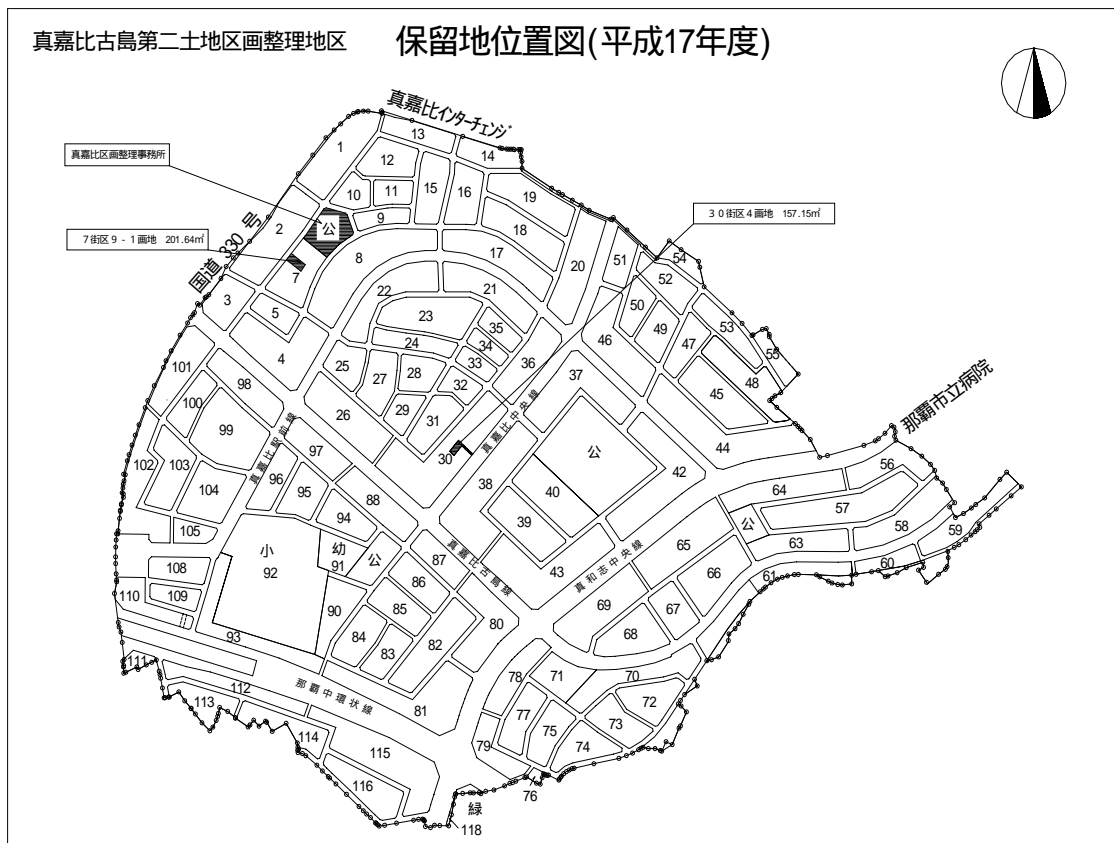
- (1) 日時 平成17年12月5日(月)から平成17年12月18日(日)まで  
(土・日・祝祭日可、午前8時30分~午後5時15分)
- (2) 場所 真嘉比古島区画整理事務所(那覇市字真嘉比343-13 電話862-9137)

#### 5 その他抽選に必要な事項

- (1) 抽選参加の申し込みは、1世帯又は1法人につき1筆とします。
- (2) その他抽選に必要な書類は、真嘉比古島区画整理事務所で配布します。

なお、一般公開抽選に申し込みのない保留地が生じた場合は、「2 資格」の(2)、(3)に該当する方への処分も可とします。

### < 案 内 図 >



連絡先 那覇市 真嘉比古島区画整理事務所  
電話番号 862 - 9137 FAX 886 - 8589

## 那覇市公告第115号

平成17年11月18日

掲 示 済

## 住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

## 那覇市公告第119号

平成17年12月1日

## 平成18年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請(追加)の受付について

平成18年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請(追加)の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (3) 建設工事については、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。

## 2 申請書(本市様式)及び提出要領の配布期間

平成17年12月12日(月)~平成18年1月13日(金)

## 3 受付期間

平成18年1月4日(水)~平成18年1月31日(火)

午前9時~午前11時30分、午後1時~午後4時30分

(ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

## 4 配布場所及び受付場所

都市計画部契約検査室(那覇市新都心銘苅庁舎5階)

受付は全て持参の上面談審査になります。

(郵送による受付はいたしません。)



- 5 提出書類  
競争入札参加資格審査申請書の提出要領による。
- 6 問い合わせ先  
都市計画部契約検査室工事契約班  
電話番号 直通 098 - 951 - 3253

## 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第12号  
平成17年11月9日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 高嶺 晃

指定(登録)番号	第 1 4 6 号
指定工事店名	株式会社 オカノ
営業所所在地	那覇市安謝1丁目23番地8号
代表者名	與儀 盛輝
指定の有効期間	平成17年11月1日 平成22年3月31日
異動年月日	平成17年6月22日
異動事由	代表者の変更

## 上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第4号  
平成17年12月1日

平成18年度那覇市上下水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取得申請の追加受付について

平成18年度那覇市上下水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取得申請の追加受付を次のとおり行います。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 高嶺 晃

1 対象業種及び要件

(1) 水道施設工事

ア 建設業法第3条に規定する「水道施設工事業」及び「管工事業」の建設業の許可を受け、2業種とも建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。

イ 本局より「那覇市上下水道局指定給水装置工事業業者」の指定を受けている者であること。

(2) 水道材料購入

ア メーカーと代理店及び特約店の契約を結んでいる者であること。

イ 現在那覇市内又は、隣接市町村において営業している者であること。

(3) 漏水調査業務

漏水調査に必要な機械器具等を準備できる者であること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後2年を経過していること。

3 申請書類等(本局様式)及び申請要領の配付期間

平成17年12月12日(月)～平成18年1月13日(金)

4 受付期間

平成18年1月4日(水)～平成18年1月31日(火)

午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

(ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

5 配付場所及び受付場所

那覇市上下水道局 上下水道部 契約検査課 契約係  
(那覇市上下水道局3階)

受付は全て持参の上面談審査になります。

(郵送による受付はいたしません。)

6 申請書類

那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領による。

7 問い合わせ先

那覇市上下水道局 上下水道部 契約検査課 契約係  
電話番号 098-854-8010(内線228)